
平成26年度
市民企画事業補助金
審査結果のまとめ

平成26年4月
八王子市

目 次

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 1 | 審査結果総括表 | 1 |
| 2 | 採択事業一覧表 | 2 |
| 3 | 審査 | |
| (1) | 審査について | 5 |
| (2) | 審査フロー | 6 |
| (3) | 審査方法 | 7 |
| (4) | 審査結果報告書 | 9 |
| 4 | 参考資料 | |
| (1) | 市民企画事業補助金審査委員会 委員名簿・開催状況 | 19 |
| (2) | 八王子市市民企画事業補助金交付要綱 | 20 |
| (3) | 平成 26 年度補助対象事業募集要項 | 24 |
| (4) | 市民企画事業補助金審査委員会設置要綱 | 28 |
| (5) | 担当課一覧 | 29 |

平成26年度市民企画事業補助金 審査結果総括表

| 部 門 | | 件 数 | | 金額(円) | 予算額(円) | 予算額-補助予定金額(円) | 備 考 |
|---------------------|-----|---------------------|-----------|-----------|-----------|---------------|-----|
| A 活動支援部門 | 新規 | 応募 | 12 | 1,145,000 | | | |
| | | 審査期間中に 取下げのあったもの | 1 | 100,000 | | | |
| | | 採択したもの | 8 | 745,000 | | | |
| | | 不採択としたもの | 3 | — | | | |
| | 継続 | 応募 | 9 | 873,000 | | | |
| | | 審査期間中に 取下げのあったもの | 1 | 100,000 | | | |
| | | 採択したもの | 7 | 673,000 | | | |
| | | 不採択としたもの | 1 | — | | | |
| | 小計 | 応募 | 21 | 2,018,000 | 1,000,000 | △ 1,018,000 | |
| | | 審査期間中に 取下げのあったもの | 2 | 200,000 | | | |
| | | 採択したもの | 15 | 1,418,000 | 1,000,000 | △ 418,000 | |
| | | 不採択としたもの | 4 | — | | | |
| B 事業実施部門 | 新規 | 応募 | 10 | 4,690,000 | | | |
| | | 審査期間中に 取下げのあったもの | 1 | 450,000 | | | |
| | | 採択したもの | 5 | 1,689,000 | | | |
| | | 不採択としたもの | 4 | — | | | |
| | 継続 | 応募 | 2 | 344,000 | | | |
| | | 採択したもの | 2 | 344,000 | | | |
| | | 不採択としたもの | 0 | — | | | |
| | 小計 | 応募 | 12 | 5,034,000 | 7,000,000 | 1,966,000 | |
| | | 審査期間中に 取下げのあったもの | 1 | 450,000 | | | |
| | | 採択したもの | 7 | 2,033,000 | 7,000,000 | 4,967,000 | |
| | | 不採択としたもの | 4 | — | | | |
| | 合 計 | 応募 | 33 | 7,052,000 | 8,000,000 | 948,000 | |
| 審査期間中に 取下げのあったもの | | 3 | 650,000 | | | | |
| 採択したもの | | 22 | 3,451,000 | 8,000,000 | 4,549,000 | | |
| 不採択としたもの | | 8 | — | | | | |

採択事業一覧表（新規事業）

| A 活動支援部門 | | | |
|----------|--------------------------------|------------------------------|---------------------|
| 受付番号 | 事業名 | 団体名 | 26年度補助金 交付予定額(円) |
| A-新-1 | 古文書学習普及のためのホームページ立ち上げ | 学園都市大学古文書研究会 | 100,000 |
| A-新-3 | 子どもの発達などに関わる悩みや不安の相談 | なないろカフェ | 100,000 |
| A-新-4 | 妊婦さん・未就園親子のための「シュタイナー・おひさまひろば」 | シュタイナー・おひさまひろば | 100,000 |
| A-新-5 | 八王子ポケットパークプロジェクト | 特定非営利活動法人 ポケットパーク | 100,000 |
| A-新-6 | MOA美術館八王子児童作品展 | MOA美術館八王子児童 作品展実行委員会 | 45,000 |
| A-新-7 | 能を楽しむ会 | 能を楽しむ会 | 100,000 |
| A-新-9 | 「ようこそ中町へ」集客・誘客イベント | カフェSUZUネット | 100,000 |
| A-新-10 | 子ども表現ワークショップ事業 | さくらんぼ学園 | 100,000 |
| B 事業実施部門 | | | |
| 受付番号 | 事業名 | 団体名 | 26年度補助金 交付予定額(円) |
| B-新-1 | 『聞き書き集－八王子に生きる女たち』(仮題)の刊行 | 八王子女性史サークル | 606,000 |
| B-新-2 | 第三回シニアが元気になるフェスティバル | 八王子高齢者活動 コーディネーター会 | 87,000 |
| B-新-3 | 屋内譲渡会での猫譲渡と相談会（新しい試み 保護猫カフェ） | 八王子猫のおうち探しの会 | 344,000 |
| B-新-5 | 八王子を互いに知ろうプロジェクト1 ～八王子市東部地域～ | 楽しも！堀之内 実行委員会 | 152,000 |
| B-新-9 | 地域多世代交流広場お茶の間「民」事業 | 特定非営利活動法人 地域医療・福祉の明日を考える会 | 500,000 |

採択事業一覧表（継続事業）

| A 活動支援部門 | | | |
|----------|--|------------------------|---------------------|
| 受付番号 | 事業名 | 団体名 | 26年度補助金 交付予定額(円) |
| A-②-1 | MUSIC BASKET ～障害者・未就学児可の気楽なコンサート～ | MUSIC BASKET | 100,000 |
| A-②-2 | 生産、加工の容易な地元農産物の普及 | 特定非営利活動法人 すまいるカフェ | 100,000 |
| A-②-3 | 負けない家計になる！ ファイナンシャルプランナーによるセミナー＆相談会 | FPネットはちおうじ | 100,000 |
| A-②-5 | 視覚障害者支援活動と点字の習得 | 竹の子の会 | 73,000 |
| A-②-6 | リユース食器レンタル事業 | リユース食器ひなげし | 100,000 |
| A-②-7 | 八王子市の子ども達と外国人との交流を 通して子ども達の健全な育成を支援する | 虹の橋 | 100,000 |
| A-②-8 | たき坊楽市広報活動 | たき坊楽市 | 100,000 |
| B 事業実施部門 | | | |
| 受付番号 | 事業名 | 団体名 | 26年度補助金 交付予定額(円) |
| B-②-1 | 親子で楽しむ陶芸教室 | 特定非営利活動法人 発達支援の会-未来 | 44,000 |
| B-②-2 | 高尾山情報サイト「高尾山マガジン」 | 高尾山マガジン編集委員会 | 300,000 |

审 查



1. 審査について

6人の外部委員で構成される市民企画事業補助金審査委員会で応募書類及び公開プレゼンテーション（事業実施部門のみ対象）により事業内容の審査を行った。

また、審査委員会での審査に先立ち、事務局（協働推進課）による形式審査（事業及び団体の要件等の審査）を行った後、応募事業の内容に関連する担当課により、応募書類及び面接による評価を行った。

さらに、公開プレゼンテーションにおいては、傍聴された市民の皆さまからご提出いただいた「市民コメントシート」の内容も担当課審査の結果と併せて審査委員会に送付し、市民の視点も踏まえた厳格な審査を行った。

【公開プレゼンテーション(3月22日)当日の様子】



●B事業実施部門へ応募した団体のうち、応募を取下げた団体を除く 11 団体がプレゼンテーションを行った。



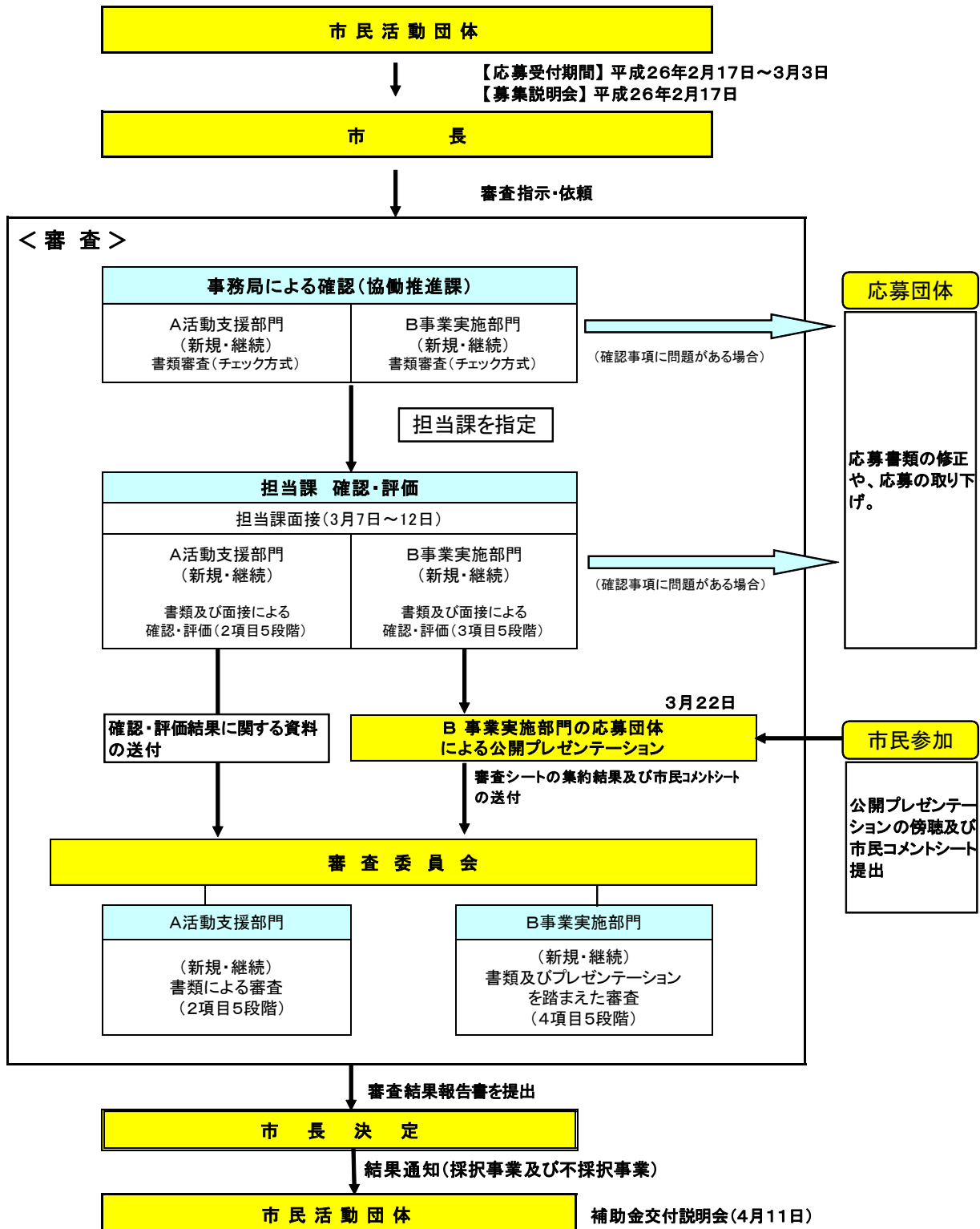
●団体のプレゼンに耳を傾ける傍聴者。傍聴者は「市民コメントシート」により、審査に参加することができる。

【市長に審査結果報告書を提出(4月4日)】



●右から青木副委員長、和田委員長、石森市長

2. 審査フロー



3. 審査方法

(1) 担当課による評価項目

| A 活動支援部門 | | B 事業実施部門 | |
|----------------------------|------------------------------|----------|--|
| ◆確認 | | | |
| 応募事業が募集要項の4に掲げる要件を満たしているか。 | | | |
| ◆評価（5段階） | | | |
| 公益性 | 活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。 | 政策合致性 | 実施効果が市の目指す方向と一致しているか。 |
| 期待度 | 将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供ができるか。 | 計画性 | 事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。 |
| | | 八王子らしさ | 八王子市のまちづくりに寄与するもので積極的に支援できるものか、八王子の歴史、伝統、文化、自然などを生かすものか。 |

(2) 審査委員会による審査項目

次の項目について、5段階での採点を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

| A 活動支援部門 | | B 事業実施部門 | |
|-----------|--------------------------------|-----------|--|
| 公益性 | 活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。 | 計画性 | 事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。また継続事業の場合、継続の必要性があるか。 |
| 期待度 | 将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。 | 社会貢献度 | 地域社会の健全な発展に寄与するものであるか。 |
| 補助金交付の必要性 | あり・なし | ニーズの高さ | 市民のニーズが高いか。 |
| | | 創意工夫 | 独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。 |
| | | 補助金交付の必要性 | あり・なし |

平成26年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志 殿

平成26年度市民企画事業補助金の応募事業について審査を行ったので、
次のとおり報告します。

市民企画事業補助金審査委員会

委員長 和田 清 美

副委員長 青 木 正 明

委 員 森 田 健 史

同 甘 利 昌 史

同 小 町 孝

同 佐 藤 官 子

平成26年度市民企画事業補助金

審査結果報告書

平成26年3月31日

市民企画事業補助金審査委員会

講 評

平成26年度市民企画事業補助金の審査を終えて

市民企画事業補助金審査委員会 委員長
首都大学東京 都市教養学部 教授 和田 清 美

平成26年度市民企画事業補助金の審査経過と結果のご報告ならびに講評について、審査委員会を代表いたしまして述べさせていただきます。

平成26年度市民企画事業補助金には合計33事業（取り下げ3事業含む）の応募がありました。「活動支援部門」は21事業（うち新規12事業、継続9事業）、「事業実施部門」は12事業（うち新規10事業、継続2事業）となっています。昨年度の応募総数は38事業でしたので、5事業減ったこととなります。特に、例年に比べ「事業実施部門」が少なかったことは、本年度は、募集の開始時期が昨年より遅く、また募集期間が短かったことが影響したと審査委員会としては受け止めています。

応募の概要や傾向については以上ですが、審査委員会としては、全ての応募事業について、本補助金の趣旨・目的に基づいて厳正に審査いたしましたことを、まずご報告させていただきます。

応募事業に関連する市の担当課の内容確認及び評価を経て、「事業実施部門」に応募した11団体については、3月22日（土）午後、北野市民センターにて「公開プレゼンテーション」をしていただきました。限れた時間の中で、応募事業の目的や内容などを発表していただき、審査委員からの質問にお答えいただきました。応募書類だけでは読み取れないことを知ることができ、審査過程における公開プレゼンテーションの意義を、審査委員一同、あらためて確認いたしました。

「最終選考審査会」は、3月29日（土）午後、開催されました。審査にあたっては、応募書類はもちろんのこと、公開プレゼンテーションや市の担当課による評価などを参考にしつつ、審査要領に基づき厳正な審査を行いました。「活動支援部門」においては「公益性」「期待度」を審査項目として、「事業実施部門」においては「計画性」「社会貢献度」「ニーズの高さ」「創意工夫」を審査項目として、これらの項目をどれだけ満たしているかの総合的な評価方式により採点し、審査委員会で定めた採択基準に基づいて、「補助対象事業」の採択・不採択を選考いたしました。

その結果、「活動支援部門」では、21事業のうち15事業が採択されました（採択率71%）。ただし、15事業のうち条件を付した事業が1事業、要望を付した事業が2事業となっておりますことを付け加えさせていただきます。また、「事業実施部門」では12事業のうち、7事業が採択されました（採択率58%）。採択された7事業のうち、条件及び要望を付した事業は1事業となっております。結果として、採択事業の合計補助金額は、

3,451,000 円となりました。

なお、ここであらためて申し添えると、不採択となった各事業は、それぞれ該当する部門のいずれの審査項目か、もしくは複数の審査項目が満たされておらず、「補助対象事業」としては認められないと審査委員会が判断したものです。詳しくは審査結果に付されたコメントをお読み下さり、ご理解いただきたくと同時に、今後の事業運営に活かしていただければと考えております。

では、以上の審査の過程と結果を踏まえて、講評させていただきます。

第一に、事業の実施計画において十分な検討がなされていない点が、とりわけ「活動支援部門」において目立っていました。目的と熱意は十分くみ取れるものの、事業目的と事業実施内容の関連性が不明瞭なものや、事業実施の内容に具体性がないものが見受けられました。このことは、事業の実施計画が十分に練られ検討されていないことに他なりません。申請に際しては、事業の目的と実施計画を十分に検討したうえで、申請書にしっかりと記述していただくことを心がけるよう要望します。

第二に、事業の収支計画について精査されていない団体が散見されたことが挙げられます。これは、特に「事業実施部門」で散見され、「公開プレゼンテーション」において、審査委員からの質疑では明快に答えられない団体もありました。このようなことがないように、申請に際しては、明確な事業計画とそれを実施するための「収支」の積算根拠をしっかりと見積もり、精査された計画を立てていただくことを強く要望いたします。

第三は、収入面においては、本補助金のみに依存するばかりでなく、協賛金を得るなど自主財源の確保についての努力も重ねていただくことを要望いたします。本補助金は期間に限りを持たせて交付するものであり、また「事業実施部門」においては、将来的に自立して継続していくこと等を前提としています。応募事業の将来を見据えた場合、いかに自主財源を確保して行くかが団体にとっては欠かせない事であると、審査委員一同から指摘されました。

最後に、本補助金制度は平成26年度をもって12年目に入りますが、自立した市民活動・事業への発展等のために、本補助金が多く市民及び団体に活用されることが期待されています。補助事業として採択された団体におかれましては、この目的を達成すべく、本補助金が有効かつ厳正に活用されますことをお願いしまして、平成26年度市民企画事業補助金審査の結果報告と講評を終えます。

以 上

平成26年度 市民企画事業補助金

| 受付 番号 | 事業名 | 団体名 | 要望額 (円) |
|----------|------------------------------------|-------------------------|------------|
| A-新-1 | 古文書学習普及のためのホームページ 立ち上げ | 学園都市大学古文書 研究会 | 100,000 |
| A-新-2 | 環境にやさしい都市八王子を目指して | 資源循環環境研究所 | 100,000 |
| A-新-3 | 子どもの発達などに関わる悩みや 不安の相談 | なないろカフェ | 100,000 |
| A-新-4 | 妊婦さん・未就園親子のための 「シュタイナー・おひさまひろば」 | シュタイナー・おひさま ひろば | 100,000 |
| A-新-5 | 八王子ポケットパークプロジェクト | 特定非営利活動法人 ポケットパーク | 100,000 |
| A-新-6 | MOA美術館八王子児童作品展 | MOA美術館八王子児童 作品展実行委員会 | 45,000 |
| A-新-7 | 能を楽しむ会 | 能を楽しむ会 | 100,000 |
| A-新-8 | 声掛け助け合い活動 | 声掛け助け合いセンター 館ヶ丘 | 100,000 |
| A-新-9 | 「ようこそ中町へ」集客・誘客イベント | カフェSUZUネット | 100,000 |
| A-新-10 | 子ども表現ワークショップ事業 | さくらんぼ学園 | 100,000 |
| A-新-11 | バリアフリー音楽会 in八王子 | アートピア | 100,000 |
| A-新-12 | 「八王子ナポリタン」の普及と認知度の 向上事業 | 八王子ナポリタンクラブ | 100,000 |

審査委員会 審査結果(A 活動支援部門)

| 審査結果 | | | | 審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由) | 補助予定 金額(円) | 受 付 番 号 |
|------|--------------------------------|----------|-----|---|---------------|------------|
| 得点数 | 補助金交付 の必要性を 有りとした 委員数 | 優先 順位 | 採 択 | | | |
| 33 | 6 | 1 | 可 | (特段の意見はありません。) | 100,000 | A-新-1 |
| 22 | 3 | 18 | 不可 | 事業計画からは、類似事業に対する優位性や活動の 広がりが明確でないことから、不採択とします。 | 0 | A-新-2 |
| 27 | 6 | 12 | 可 | (特段の意見はありません。) | 100,000 | A-新-3 |
| 26 | 6 | 13 | 可 | (特段の意見はありません。) | 100,000 | A-新-4 |
| 30 | 6 | 7 | 可 | 事業の実施にあたっては、公園管理者や関係機関とよ く調整を図ることを条件とします。 | 100,000 | A-新-5 |
| 29 | 6 | 11 | 可 | (特段の意見はありません。) | 45,000 | A-新-6 |
| 30 | 5 | 7 | 可 | 能の普及を通じて、伝統芸能を継承していくことを目的 とする事業として、事業の実施にあたっては広く市民に 周知することを要望します。 | 100,000 | A-新-7 |
| 23 | 5 | 16 | 不可 | 事業の趣旨は理解できますが、事業計画や収支計画 に疑問があり、不採択とします。 | 0 | A-新-8 |
| 32 | 6 | 3 | 可 | (特段の意見はありません。) | 100,000 | A-新-9 |
| 25 | 5 | 14 | 可 | (特段の意見はありません。) | 100,000 | A-新-10 |
| 23 | 3 | 16 | 不可 | 公益性は認められるところですが、計画の実現性に疑 問があり、不採択とします。 | 0 | A-新-11 |
| - | - | - | - | (平成26年3月18日付けで取り下げ) | 0 | A-新-12 |

| 受付 番号 | 事業名 | 団体名 | 要望額 (円) |
|----------|--|----------------------|------------|
| A-②-1 | MUSIC BASKET ～障害者・未就学児可の気楽な コンサート～ | MUSIC BASKET | 100,000 |
| A-②-2 | 生産、加工の容易な地元農産物の普及 | 特定非営利活動法人 すまいるカフェ | 100,000 |
| A-②-3 | 負けない家計になる！ ファイナンシャルプランナーによる セミナー&相談会 | FPネットはちおうじ | 100,000 |
| A-②-4 | 飼い主のいない猫の新飼主探し 捕獲・避妊去勢手術等の実施協力 | 八王子動物愛護会 ネットワーク | 100,000 |
| A-②-5 | 視覚障害者支援活動と点字の習得 | 竹の子の会 | 73,000 |
| A-②-6 | リユース食器レンタル事業 | リユース食器ひなげし | 100,000 |
| A-②-7 | 八王子市の子供達と外国人との交流を 通して子供達の健全な育成を支援する | 虹の橋 | 100,000 |
| A-②-8 | たき坊楽市広報活動 | たき坊楽市 | 100,000 |
| A-②-9 | 日中間の文化交流の推進 | 八王子市日本中国友好 協会 | 100,000 |
| 計 | | | 2,018,000 |

| 審 査 結 果 | | | | 審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由) | 補助予定 金額(円) | 受 付 号 番 号 |
|---------|--------------------------------|----------|-----|---|---------------|--------------|
| 得点数 | 補助金交付 の必要性を 有りとした 委員数 | 優先 順位 | 採 択 | | | |
| 33 | 6 | 1 | 可 | (特段の意見はありません。) | 100,000 | A-②-1 |
| 31 | 6 | 5 | 可 | (特段の意見はありません。) | 100,000 | A-②-2 |
| 30 | 6 | 7 | 可 | (特段の意見はありません。) | 100,000 | A-②-3 |
| - | - | - | - | (平成26年3月20日付けで取り下げ) | 0 | A-②-4 |
| 32 | 6 | 3 | 可 | (特段の意見はありません。) | 73,000 | A-②-5 |
| 30 | 6 | 7 | 可 | (特段の意見はありません。) | 100,000 | A-②-6 |
| 25 | 5 | 14 | 可 | 本補助金終了後、自立して事業を継続していくための 収入確保についての方策を検討することを要望しま す。 | 100,000 | A-②-7 |
| 31 | 6 | 5 | 可 | (特段の意見はありません。) | 100,000 | A-②-8 |
| 16 | 1 | 19 | 不可 | 事業計画や収支計画に疑問があり、不採択とします。 | 0 | A-②-9 |
| | | | | | 1,418,000 | |

平成26年度 市民企画事業補助金

| 受付 番号 | 事業名 | 団体名 | 要望額 (円) |
|----------|----------------------------------|----------------------------------|------------|
| B-新-1 | 『聞き書き集－八王子に生きる女たち』 (仮題)の刊行 | 八王子女性史サークル | 606,000 |
| B-新-2 | 第三回シニアが元気になるフェスティバル | 八王子高齢者活動 コーディネーター会 | 87,000 |
| B-新-3 | 屋内譲渡会での猫譲渡と相談会 (新しい試み 保護猫カフェ) | 八王子猫のおうち探しの会 | 344,000 |
| B-新-4 | 南大沢マルシェ×スポーツと 動物ふれあいフェスティバル | 特定非営利活動法人 地域住民の安全生活応援団 | 1,000,000 |
| B-新-5 | 八王子を互いに知ろうプロジェクト1 ～八王子市東部地域～ | 楽しも！堀之内 実行委員会 | 152,000 |
| B-新-6 | 防災支え合いネットワークづくり | 夢あるまちづくり協議会 | 100,000 |
| B-新-7 | つくりあげよう八王子の魅力 | 特定非営利活動法人 八王子是市民の会 | 1,000,000 |
| B-新-8 | 「終の棲家は自宅で！」に向けての 地域社会づくり | ほがらかファミリークラブ | 451,000 |
| B-新-9 | 地域多世代交流広場 お茶の間「民」事業 | 特定非営利活動法人 地域医療・福祉の明日を 考える会 | 500,000 |
| B-新-10 | ストリート絵本「ただのしろいふうとう」 | ハートビート | 450,000 |
| B-②-1 | 親子で楽しむ陶芸教室 | 特定非営利活動法人 発達支援の会-未来 | 44,000 |
| B-②-2 | 高尾山情報サイト「高尾山マガジン」 | 高尾山マガジン編集委員会 | 300,000 |
| 計 | | | 5,034,000 |

審査委員会 審査結果(B 事業実施部門)

| 審査結果 | | | | 審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由) | 補助予定 金額(円) | 受 付 番 号 |
|------|--------------------------------|----------|-----|--|---------------|------------|
| 得点数 | 補助金交付 の必要性を 有りとした 委員数 | 優先 順位 | 採 択 | | | |
| 65 | 5 | 1 | 可 | (特段の意見はありません。) | 606,000 | B-新-1 |
| 55 | 6 | 5 | 可 | (特段の意見はありません。) | 87,000 | B-新-2 |
| 54 | 6 | 6 | 可 | (特段の意見はありません。) | 344,000 | B-新-3 |
| 38 | 4 | 9 | 不可 | これまでに2回実施しており、その実績は認められるものですが、実施計画や収支計画からは、事業規模の拡大について、その内容に疑問が感じられることから不採択とします。 | 0 | B-新-4 |
| 49 | 5 | 7 | 可 | 町会・自治会等の地域における他の団体との連携を図ることを条件に採択とします。また、成果品の活用方法についての検討も要望します。 | 152,000 | B-新-5 |
| 41 | 5 | 8 | 不可 | 事業の趣旨は理解できますが、事業計画等からその効果に疑問があることから、不採択とします。 | 0 | B-新-6 |
| 33 | 2 | 11 | 不可 | 事業内容や収支計画が明確でないことから、不採択とします。 | 0 | B-新-7 |
| 37 | 4 | 10 | 不可 | 事業内容や運営体制から今後の事業の実効性及び継続性に不安があり、不採択とします。 | 0 | B-新-8 |
| 57 | 6 | 3 | 可 | (特段の意見はありません。) | 500,000 | B-新-9 |
| - | - | - | - | (平成26年3月6日付けで取り下げ) | 0 | B-新-10 |
| 57 | 6 | 3 | 可 | (特段の意見はありません。) | 44,000 | B-②-1 |
| 65 | 6 | 1 | 可 | (特段の意見はありません。) | 300,000 | B-②-2 |
| | | | | | 2,033,000 | |

参 考 资 料

八王子市市民企画事業補助金審査委員会

【委員名簿】

任期 平成 25 年 7 月～26 年 6 月

| | 氏 名 | 所 属 |
|------|---------|----------------------------|
| 委員長 | 和 田 清 美 | 首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授 |
| 副委員長 | 青 木 正 明 | 八王子市町会自治会連合会 中央部地区 連合会長 |
| 委 員 | 森 田 健 史 | 八王子学生委員会 副委員長 |
| 委 員 | 甘 利 昌 史 | 株式会社東京新聞ショッパー社 八王子支社 編集長 |
| 委 員 | 小 町 孝 | 西武信用金庫 八王子支店 支店長 |
| 委 員 | 佐 藤 宮 子 | 小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会 事務局長 |

【開催状況】

| 開催年月日 | 開催時刻 | 会 場 | 内 容 |
|-----------------------|-------------|------------------------|---|
| 平成 25 年 11 月 22 日 (金) | 15:00～16:30 | 八王子駅南口 総合事務所 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長の選任 ・平成 26 年度補助事業の募集について ・審査及び日程について |
| 平成 26 年 3 月 22 日 (土) | 13:00～16:30 | 北野市民センター ホール | <ul style="list-style-type: none"> ・公開プレゼンテーション審査 (事業実施部門) |
| 平成 26 年 3 月 29 日 (土) | 13:30～16:30 | 八王子駅南口 総合事務所 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度補助事業の最終選考審査 (活動支援部門・事業実施部門) |

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第2項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「市民企画事業補助金交付申込書」（様式1）

(2) 「市民企画事業実施計画書」（様式2）

(3) 「市民企画事業収支計画書」（様式3）

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、別に定める審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」（様式4）により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第8条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第6条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式5により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第1項の審査の際と変わらない（軽微な変更は除く）限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画

事業補助金交付決定通知書」(様式6)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による申請については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式7)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

- (1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式8)
- (2) 「市民企画事業補助金成果報告書」(様式9)
- (3) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式10)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式11)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当部の指定等)

第16条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に関係する事務を分掌する部を担当部として指定するものとする。

2 指定された担当部の長は、部内で特に補助対象事業の内容に関連する所管を担当課として定め、市長に報告するものとする。ただし、市長は特に必要があるときは、担当部の指定に合わせ担当課の指定を行うことができるものとする。

3 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当部に意見を求めるものとする。

4 第2項の規定による担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との

情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第 17 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

| 応募部門 | | A 活動支援部門 | B 事業実施部門 |
|------------------------------|---|--|---|
| | | 既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、自らの活動を広く紹介する事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。 | ①市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する公益的な事業 ②将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。 |
| 補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること） | 補助を受ける団体の要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 市内に活動拠点を持っていること。 3 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 同左 4 同左 5 同左 |
| | 実施する事業の要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 公益性が認められること。 2 市内で実施されること。 3 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4 交付決定の属する年度の4月から3月までの間に実施する事業であること。 5 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7 市、市の外郭団体、国及び地方自治体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。 8 第5条第2項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。 9 上記1～8の要件のほか、法令に違反しないこと。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左 |
| 補助額等 | 金額 | ①1件当たり対象事業費の10/10以内 上限10万円 | ①1件当たり対象事業費の1/2以内 又は100万円のいずれか低い額 ②2回目以降対象事業費の1/3以内 又は前回交付決定額の80%いずれか低い額 ただし、事業の性質上審査委員会で特に認めた場合は①とする。 |
| | 交付額の単位 | 千円単位（千円未満切り捨て） | 千円単位（千円未満切り捨て） |
| 備考 | 同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。 ただし、応募の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。 | 同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。 | |

平成 26 年度 八王子市『市民企画事業補助金』補助対象事業募集要項

1. 趣 旨

市民企画事業補助金は、**市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業**について、市がその経費の一部を補助するものです。

この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は**公募**とし、**厳正な審査を経て決定**します。

なお、この補助金制度について現在検証しているところであり、平成 27 年度交付分以降については制度が変更となる可能性があります。事業の実施にあたって、本補助金制度を継続して活用することを検討している団体はご留意ください。

2. 応募できる団体

応募できる団体は、次に掲げる要件を**全て**満たす団体です。

| | | A 活動支援部門 | B 事業実施部門 |
|----------|---|---|---|
| 共通 項目 | ① | 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に 行う団体であること。（法人格の有無は問いません。） | |
| | ② | 構成員 5 人以上のグループ で、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 | |
| | ③ | 政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。 | |
| | ④ | 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体ではないこと。 | |
| 個別 項目 | ⑤ | 市内に活動拠点を持っていること。 | 市内に活動拠点を持っているか、または市内で活動しており、市内に連絡責任者を確保できること。 |

3. 応募対象事業の種類（部門）

補助対象事業は、以下の**2 部門**に分けて募集し、決定します。応募することができるのは**A 活動支援部門、B 事業実施部門**、合わせて**1 団体 1 事業**です。

| | A 活動支援部門 | B 事業実施部門 |
|------|---|--|
| 内 容 | この部門では、既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、 自らの活動を広く紹介する事業に要する経費 を補助します。ただし、計画段階での事業費が 5 万円以上 のものとしします。 | この部門では、 市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する事業や、将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部 を補助します。ただし、計画段階での事業費が 10 万円以上 のものとしします。 |
| 補助金額 | ①必要な経費の 10分の10 (千円未満切り捨て、上限 10 万円) | ① 必要な経費の 2分の1以内 (千円未満切り捨て、上限 100 万円) ② 2回目以降は対象事業費の 1/3 以内または前回交付決定額の 80%のいずれか低い額 。ただし、事業の性質上審査委員会で特に認められた場合は、①とします。 |
| 補助回数 | 同一団体 2 回まで | 同一の事業に対して 3 回まで |

4. 対象となる事業の条件

補助対象事業は、次に掲げる要件を**全て**満たす必要があります。

| | | A 活動支援部門 | B 事業実施部門 |
|----------|---|---|--|
| 共通 項目 | ① | 公益性が認められること。 | |
| | ② | 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 | |
| | ③ | 平成26年4月から平成27年3月までの間に実施する事業 であること。 | |
| | ④ | 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 | |
| | ⑤ | 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 | |
| | ⑥ | 市、市の外郭団体、国や他の地方自治体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。 | |
| | ⑦ | 上記①～⑥の要件のほか、法令等に違反しないこと。 | |
| 個別 項目 | ⑧ | 市内で実施すること。 | 市内で実施されるか、または市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 |

5. 補助対象外の経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、**以下のものは補助の対象から除きます。**

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費
例) 家賃、電話及びインターネット通信料、登録組織等への会費、事務局に係る経費 など
- (2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- (3) 不動産及び高額な備品（おおむね20万円以上）の購入費

6. 募集説明会の開催

募集開始にあたり、下記のとおり募集説明会を開催し、申込手続きや制度の概要等について説明を行います。応募を予定している団体関係者は、ぜひご出席下さい。（事前申込不要）

【日 時】 平成26年2月17日(月)午後2時～3時（午後1時30分開場）

【会 場】 八王子市役所本庁舎 5階 502会議室（元本郷町3-24-1）

※募集説明会にお越しになれない場合でも、協働推進課では、お問い合わせや相談を随時受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。協働推進課窓口でのご相談を希望される場合は、できるだけ事前にご連絡ください。

7. 応募受付期間

平成26年 2月17日(月) ～ 3月3日(月) 必着

（協働推進課まで提出もしくは郵送）

※ パソコンを使用して書類を作成した団体は、電子データも併せて提出してください。

8. 提出書類

応募にあたっては、下表に掲げる書類を提出していただきます。

【凡例】○：必要 △：場合により必要 ×：不要

| | 書類の名称 | A活動 支援部門 | | B事業 実施部門 | |
|------|-----------------------|-------------|----|-------------|----|
| | | 新規 | 継続 | 新規 | 継続 |
| 様式1 | 交付申込書 ※代表者の押印が必要です。 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 付属資料 | 平成25年度事業の進捗状況 | × | ○ | × | ○ |
| 付属資料 | 過去の活動実績 | × | × | ○ | × |
| 様式2 | 実施計画書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 様式3 | 収支計画書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 様式自由 | 団体の定款・会則 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 様式自由 | 団体の最新の決算書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 様式指定 | 担当課面接・公開プレゼンテーション 確認書 | ○ | ○ | ○ | ○ |

9. 審査方法

補助対象事業の審査は、市民企画事業補助金審査委員会（委員は別表のとおり）が、応募書類や公開プレゼンテーション（B事業実施部門についてのみ）を基に行います。

また、審査にあたっては、応募事業の内容に関連する市の担当課が行う面接による評価や、公開プレゼンテーションでの市民からのコメント（後述）、継続事業については前年度事業の進捗状況なども参考にします。

応募にあたっては、以下の項目を考慮のうえ、応募書類等へのご記入をお願いします。

(1) 担当課による評価項目

| A 活動支援部門 | | B 事業実施部門 | |
|----------|------------------------------|------------|-----------------------------------|
| 公益性 | 活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。 | 政策 合致性 | 実施効果が市の目指す方向と一致しているか。 |
| 期待度 | 将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供ができるか。 | 計画性 | 事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。 |
| | | 八王子 らしさ | 八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。 |

(2) 審査委員会による審査項目

次の項目について、**5段階での採点**を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

| A 活動支援部門 | | B 事業実施部門 | |
|-----------|--------------------------------|-----------|--|
| 公益性 | 活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。 | 計画性 | 事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。また継続事業の場合、継続の必要性があるか。 |
| 期待度 | 将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。 | 社会貢献度 | 地域社会の健全な発展に寄与するものであるか。 |
| 補助金交付の必要性 | | ニーズの高さ | 市民のニーズが高いか。 |
| | | 創意工夫 | 独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。 |
| | | 補助金交付の必要性 | |

(3) 市民企画事業補助金審査委員会委員

| 役職 | 氏名 | 所属 |
|------|-------|----------------------------|
| 委員長 | 和田 清美 | 首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授 |
| 副委員長 | 水野 康直 | 八王子市町会自治会連合会 浅川地区連合会長 |
| 委員 | 森田 健史 | 八王子学生委員会 副委員長 |
| 委員 | 甘利 昌史 | 株式会社東京新聞ショッパー社 八王子支社 編集長 |
| 委員 | 小町 孝 | 西武信用金庫 八王子支店 支店長 |
| 委員 | 佐藤 宮子 | 小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会 事務局長 |

審査委員会による審査結果（補助対象事業の選考及び交付額の査定結果）は市長に報告され、補助金の交付の決定は市長が行います。

10. 公開プレゼンテーションの実施

「B 事業実施部門」への応募事業については、審査の一環として公開プレゼンテーションを行います。

【日時】平成26年3月22日(土)

【会場】北野市民センター 8階 ホール（北野町 545-3）

※開催時間は、事業実施部門への応募件数が確定した後決定し、応募団体に通知します。

※市民のみなさまへは「広報はちおうじ」3月15日号及び市のホームページでお知らせします。

11. 市民参加

公開プレゼンテーションに参加した市民（応募団体関係者を除く）は、応募事業についての意見を「市民コメントシート」で提出することができます。提出されたコメントは、審査の参考資料として、審査委員会に提出します。

12. 審査結果の通知

応募事業の採択・不採択の結果は、3月下旬に全ての応募団体に通知します。

13. 審査結果の公表

審査の結果は、「広報はちおうじ」、市のホームページなどで公表します。

14. 普及広報

本補助金制度を市民のみなさまにより広く知っていただくために、補助金交付を受けた団体は、補助事業を行う際にポスターやチラシ等に本補助金交付対象事業である旨の表示をしていただきます。

15. 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、**補助事業終了後、事業報告書類を提出していただきます。**また、**事業の成果を発表する一般公開の成果報告会に参加していただく**ほか、市が事業成果報告書を作成する際には、原稿作成などの協力をお願いします。

お問い合わせ・応募書類等の提出先 **八王子市 市民活動推進部 協働推進課**

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号（八王子市役所本庁舎7階）

【電話】042-620-7401

【FAX】042-626-0253

【Eメールアドレス】 b050700@city.hachioji.tokyo.jp

【ホームページURL】 <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/33852/shiminkatudo/shiminkikaku/index.html>

（こちらから応募様式のダウンロードができます。また、過去に補助を受けた事業等をご覧いただけます。）

市民企画事業補助金審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業（以下「申請事業」という。）について、適正かつ客観的に審査するため、市民企画事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金（以下「補助金」という。）の申請事業の審査に関する事項
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内大学に在学する者
- (3) その他市長が必要と認めたもの

3 委員会の委員の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。ただし委員に欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に定める任期については、必要に応じ、延長・短縮等を行う事が出来る。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(報告)

第7条 委員長は、申請事業の審査結果について、市長に報告書を提出しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

参考：平成26年度 市民企画事業補助金 事業担当課一覧

| 区分 | 受付番号 | 事業名 | 団体名 | 担当課 | | |
|---------------------|------|-----------|--|--------------------------|-------------|-------------|
| A 活動 支援 部門 | 新 | 1 | 古文書学習普及のためのホームページ立ち上げ | 学園都市大学古文書研究会 | 文化財課 | |
| | 新 | 3 | 子どもの発達などに関わる悩みや不安の相談 | なないろカフェ | 子ども家庭支援センター | |
| | 新 | 4 | 妊婦さん・未就園親子のための「シュタイナー・おひさまひろば」 | シュタイナー・おひさまひろば | 大横保健福祉センター | 子ども家庭支援センター |
| | 新 | 5 | 八王子ポケットパークプロジェクト | 特定非営利活動法人ポケットパーク | 公園課 | 中心市街地対策課 |
| | 新 | 6 | MOA美術館八王子児童作品展 | MOA美術館八王子児童作品展実行委員会 | 学園都市文化課 | |
| | 新 | 7 | 能を楽しむ会 | 能を楽しむ会 | 学園都市文化課 | |
| | 新 | 9 | 「ようこそ中町へ」集客・誘客イベント | カフェSUZUネット | 観光課 | 中心市街地対策課 |
| | 新 | 10 | 子ども表現ワークショップ事業 | さくらんぼ学園 | 教育支援課 | |
| | ② | 1 | MUSIC BASKET ～障害者・未就学児可の気楽なコンサート～ | MUSIC BASKET | 学園都市文化課 | 障害者福祉課 |
| | ② | 2 | 生産、加工の容易な地元農産物の普及 | 特定非営利活動法人すまいるカフェ | 農林課 | 高齢者いきいき課 |
| | ② | 3 | 負けない家計になる！ ファイナンシャルプランナーによるセミナー&相談会 | FPネットはちおうじ | 消費生活センター | |
| | ② | 5 | 視覚障害者支援活動と点字の習得 | 竹の子の会 | 障害者福祉課 | |
| | ② | 6 | リユース食器レンタル事業 | リユース食器ひなげし | ごみ減量対策課 | |
| | ② | 7 | 八王子市の子供達と外国人との交流を通して子供達の健全な育成を支援する | 虹の橋 | 多文化共生推進課 | |
| ② | 8 | たき坊楽市広報活動 | たき坊楽市 | 観光課 | | |
| B 事業 実施 部門 | 新 | 1 | 『聞き書き集－八王子に生きる女たち』(仮題)の刊行 | 八王子女性史サークル | 男女共同参画課 | 市史編さん室 |
| | 新 | 2 | 第三回シニアが元気になるフェスティバル | 八王子高齢者活動コーディネーター会 | 高齢者いきいき課 | |
| | 新 | 3 | 屋内譲渡会での猫譲渡と相談会 (新しい試み 保護猫カフェ) | 八王子猫のおうち探しの会 | 生活衛生課 | |
| | 新 | 5 | 八王子を互いに知ろうプロジェクト1 ～八王子市東部地域～ | 楽しも！堀之内 実行委員会 | 協働推進課 | 都市戦略課 |
| | 新 | 9 | 地域多世代交流広場お茶の間「民」事業 | 特定非営利活動法人地域医療・福祉の明日を考える会 | 高齢者いきいき課 | |
| | ② | 1 | 親子で楽しむ陶芸教室 | 特定非営利活動法人発達支援の会-未来 | 子ども家庭支援センター | |
| | ② | 2 | 高尾山情報サイト「高尾山マガジン」 | 高尾山マガジン編集委員会 | 観光課 | |

平成26年4月発行

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7401（直通） FAX：042-626-0253

E-Mail：b050700@city.hachioji.tokyo.jp

市ホームページ（市民企画事業補助金）：

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/33852/shiminkatudo/shiminkikaku/index.html>